

平成20年12月 3日

関係部局の長 殿

安全衛生管理部長 西 田 正 吾
環境安全研究管理センター長 茶 谷 直 人

毒物及び劇物の厳重管理について（依頼）

このたび、本学豊中キャンパスにおいて学生による毒物持ち出し事案が発生したことに伴い、大阪府茨木保健所による毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）の管理状況に関する立ち入り調査が行われました。調査の結果、同保健所から下記のとおり指導がありました。

また、文部科学省から、別添のとおり「大学等における毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底」について通知がありましたので、併せてお知らせします。

つきましては、下記事項及び別添の文部科学省通知の内容について、貴部局関係者に周知徹底方よろしくお願いします。

記

1 毒物劇物の区分管理

- ・ 毒物と劇物は、同じ保管庫で管理するのではなく、それぞれ別のカギのかかる保管庫で管理すること。

2 毒物劇物の使用等の記録

- ・ 毒物劇物の購入量、使用量、保管量は、大阪大学薬品管理支援システム（OCCS）等に必ず記録しておくこと。
- ・ 定期的にOCCS等に記録された保管量と実際の保管量が一致しているかどうか、天秤等で計量し、点検すること。

3 毒物の保管庫からの出し入れ

- ・ 毒物を保管庫から出し入れする場合は、単独で行うのではなく、複数人が立ち会い、種類及び量を確認すること。

4 毒物劇物保管庫のカギの管理

- ・ 管理者が出張等で不在となる場合、カギを使用者に預けたままにするのではなく、別の教職員等が代理者として責任を持って適切に管理すること。

5 単独での毒物の使用禁止

- ・ 夜間、休日等は、単独で毒物を使用する実験を行わないこと。